

しょくたく なろう。

第54号

発行日：2024年2月22日

発行人：高崎市役所嘱託職員労働組合

委員長 西巻かおる



〒370-8501

高崎市高松町35-1(市役所17階)

TEL 027-321-1181/FAX 027-327-7868

E-mail: takasakishishoku@jasmine.ocn.ne.jp

2024春闘期の活動が始まっています

高崎市職労の春闘期全体学習会に参加してきたよ

既読

春闘？ 学習会？

10:00

毎年4月を前にした時期に、新年度からの職員の労働条件について、要求・交渉・決定される一連の活動が春闘(春季生活闘争)。

既読

学習会では、春闘期の取り組みを全体で把握したよ

既読

へ～
高崎市職労はどんなことを目標に活動するの？

10:05

職員定数の維持と、ワークライフバランスの実現が2024春闘の重点目標だよ

成果が出るようにみんなでがんばろうね😊

既読



団結がんばろう！

春闘期の活動が本格的に始まっています。2月9日の全体学習会では嘱託3労組を代表して西巻委員長がこれまでの活動に感謝を述べるとともに、これからも働きやすい環境をつくることや組合加入キャンペーンをパワーアップしていくことなどを決意表明しました。

春闘期は嘱託労組独自の要求書提出はありません。市職労要求書にて以下のとおり、会計年度任用職員の処遇改善を求めています。

- ①会計年度任用職員の雇用を継続
- ②勤務年数8年目以降の賃金区分の拡充
- ③各種手当・休暇制度での正規職員との均衡
- ④勤勉手当の支給
- ⑤臨時職員の時給引き上げ





2024年度職場代表者の選出をお願いいたします

現在の職場代表者の任期は3月末までとなります。現場の声を団結して届けることで解決できることがたくさんあります。一部の人に負担が偏らないよう、嘱託職員の働きやすい環境、職場づくりのためご協力をよろしくお願いいたします。



嘱託職員ちょこっと情報 その1 【子の看護休暇】

嘱託職員の“子の看護休暇”は「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合」、有給の特別休暇として5日間(対象の子が2人以上の場合は10日間)認められています。

該当のお子さんがいらっしゃらない組合員さんには関係ない話……ではありません！

同休暇を申請する方が気負わず利用できるよう、周囲の理解も必要です。仕事と私生活が調和されることで相互に良い効果を生み出す「ワークライフバランス」の実現は、組合全体の目指すところでもあります。制度を知らずに有給休暇を使っている方がいましたら、ぜひひと声かけてください。詳しくは「賃金手帳2023」p55をご覧ください。



看護休暇のおかげで
安心して働けます。



Yさん(40代・女性)

小学6年生の男の子と、1年生の女の子をもつ2児の母。
今年度は小学校のPTA本部役員。
嘱託4年目。

学校行事やPTAの集まりの時に有給休暇を使っていますが、まだ職歴が浅いこともあり年度終わりにはギリギリです。ですので、看護休暇が取れるのは大変助かります。子どもが風邪で学校を休む時や通院の時に使わせていただいています。

年次有給休暇を学校行事だけでなく、短時間でも自分のために使うことができるようになったのは、本当にありがたいです。



あとがきにかえて ～機関紙部員の日常から～

今年度も残すところ1ヶ月。なにかやり残していることはないかと探してみたらありました。以前、越生の梅農家さんから譲っていただいた梅の枝が。残りの休みの日に自宅で煮出して帯を作るための糸を染めようかと思います。

皆様はなにかやり残していること、ありませんか？ 今のうちに終わらせて新年度をスッキリとした気持ちで、桜とともに迎えられると良いですね。

(記: 染料植物園 高田)

